

○福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成二十一年六月二日

福島県規則第六十一号

改正 平成二四年七月一三日規則第五一号

平成二七年三月二四日規則第四三号

令和三年三月三〇日規則第二八号

令和四年二月一八日規則第六号

令和四年九月三十日規則第四七号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(認定の申請に必要と認める図書)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。)第二条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第五条第一項から第七項までの規定による認定の申請に係る住宅(以下「認定申請住宅」という。)に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第五条第一項に規定する住宅性能評価書(品確法第六条の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書を除く。)が交付された場合 住宅性能評価書又はその写し

二 認定申請住宅の全部又は一部が品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により品確法第三十一条第一項の住宅型式性能認定(以下単に「住宅型式性能認定」という。)を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第六条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法省令」という。)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書(以下単に「住宅型式性能認定書」という。)の写し

三 認定申請住宅の全部又は一部が品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等(以下単に「認証型式住宅部分等」という。)である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第六条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる基準の全部又は

一部に適合するとき 品確法省令第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者
認証書の写し

四 認定申請住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下
「長期優良住宅建築等計画等」という。）が法第六条第一項第三号に掲げる基準に適合
すると市町村又は景観行政団体（景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第一項の景
観行政団体をいう。）が認めた場合 その旨を証する書面の写し

（平二七規則四三・一部改正）

（認定の申請に不要と認める図書）

第二条 省令第二条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、品確法
省令第六十四条第一号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを
要しない事項として指定されたものに係る図書

二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証
書において、品確法省令第六十四条第一号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請にお
いて明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

（一戸建ての住宅の規模の基準）

第三条 省令第四条第一号の規定により知事が定める面積は、五十五平方メートルとする。

（平二四規則五一・追加）

（認定を受けた計画の取りやめ）

第四条 法第十四条第一項第二号の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維
持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書
（第一号様式）により行うものとする。

（平二四規則五一・旧第三条繰下）

（工事完了報告）

第五条 法第十一条第一項に規定する認定計画実施者は、法第十条第二号イに規定する認定
長期優良住宅の建築に関する工事が完了した場合は、工事完了報告書（第二号様式）を知
事に提出しなければならない。

（許可の申請に必要と認める図書等）

第六条 省令第十八条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げ
るものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の
（い）項及び（ろ）項に掲げる図書

二 公図の写し（敷地境界線を明示したもの）

2 知事は、前項各号に定める図書又は書面のみによっては審査することが困難であると認めるときは、前項各号に定める図書又は書面のほか、審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

（平二四規則五一・旧第四条繰下）

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（平24規則51・令3規則28・令4規則47一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平24規則51・令3規則28一部改正）

第1号様式（第4条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

福島県知事

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定（第8条第2項において準用する第6条第1項の認定・第8条第1項の変更の認定）を受けた長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全については、下記のとおり取りやめますので、申し出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 敷 地 の 地 名 地 番
- 4 取 り や め た 理 由

備考

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名をあわせて記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

第2号様式(第5条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

福島県知事

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定(第8条第2項において準用する第6条第1項の認定・第8条第1項の変更の認定)を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事が完了したので報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 敷 地 の 地 名 地 番
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事が完了したことを確認した建築士等
 (級)建築士()登録第 号
 氏 名
 (級)建築士事務所()知事登録第 号
 名 称
 所在地

備考

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名をあわせて記載してください。
- 2 4の項目については、建築士法第2条第7項に規定する工事監理を行う場合のみ記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

附 則（平成二四年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四三号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年規則第六号）

- 1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、第一条の改正規定（同条第一号を削る部分、同条第二号中「認定申請住宅」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請に係る住宅（以下「認定申請住宅」という。）」に改める部分、同条第二号を同条第一号とする部分、同条第三号を同条第二号とする部分、同条第四号を同条第三号とする部分及び同条第五号を同条第四号とする部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第四七号）

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。